

秋田市医師会ニュース

発行 一般社団法人 秋田市医師会

社保コーナー

「リフィル処方箋」について

理事 藤枝 信夫

今回は、2022年度診療報酬改定で4月1日より導入となった「リフィル処方箋」について、その内容を確認します。（導入に関しては賛否両論ありましたが、導入されてしまったので仕方ありません・・・）

「リフィル処方箋」は「保険医療機関及び保険医療養担当規則」（療担規則）に根拠規定が置かれています。第20条「医師である保険医の診療の具体的方針」の中の「3 処方箋の交付」に「イ 処方箋の使用期間は、交付の日を含めて4日以内とする。（以下略）」と「ロ イの規定にかかわらず、リフィル処方箋の2回目以降の使用期間は、直近の当該リフィル処方箋の使用による前号への必要期間が終了する日の前後7日以内とする」とあり、リフィル処方箋の内容はカッコ書きで示されており、「**保険医が診療に基づき、別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を処方する場合に限り、複数回（3回までに限る）の使用を認めた処方箋をいう**」と記載されています。つまり、「**3回までの使用を認めた処方箋**」が「リフィル処方箋」ということです。ただし、リフィル処方箋で処方できるのは、「厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を処方する場合に限り」とされ、投薬期間の上限が定められている麻薬、向精神薬、薬価収載から1年以内の新医薬品と、湿布薬が除外されます。



リフィル処方箋の使用期間は、1回目は交付日から4日以内ですが、2回目以降は、直近の投薬必要期間が終了する日の前後7日以内とされました。

参考：保険医療機関及び保険医療養担当規則の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第31号）

それでは、実際の流れを示します。

まず医師が患者を診察し、リフィル処方箋が可能と判断した場合、新たに用意されるリフィル対応可能様式の処方箋の「リフィル可」欄にレ点を記入します。

患者はその処方箋を保険薬局に持参し、薬を受け取ります。処方箋の有効期間は、1回目は従来の処方箋と同様、「交付の日を含めて4日以内」。2・3回目の受取期間は、調剤予定日の前後7日以内となります。

保険薬局は、患者が持参したリフィル処方箋に調剤日、次回調剤予定日を記入。処方箋の余白か裏面に、調剤した薬局名と担当薬剤師の氏名を書き込み、原本は患者に返却し、写しを保険薬局でも保管します。リフィル処方箋の総使用回数の調剤が終わった場合は、調剤済み処方箋として保管します。

さらに、リフィル処方箋とする薬としない薬がある場合は、医師は別々に処方箋を発行しなければなりません。リフィル処方箋する薬が2種類以上あり、それぞれで1回の投薬期間や使用回数上限が異なる場合も、処方箋を分けて発行しなければなりません。（けっこう面倒です）

まとめると、リフィル処方箋を導入すると、診療回数が減り、医療業務の効率化が図れるのですが、言い換えれば、患者の診察機会が減少し、医療側の収益の面でマイナスに働くということになります。今回の改正では「1回の投与期間が29日以内ならば、長期投与に係る減算規定を適用しない」という医療側への一定の配慮がなされていますが、十分なインセンティブになるのかは微妙です。



なお、運用に当たり会員の皆様が一番注意しなければならない事は、リフィル処方箋に対する「患者の希望やニーズの充足を阻害する動きがないか」として、運用面を含めたフォローアップの徹底を厚生労働省が求めている点です。具体的には、患者さんの症状によってではなく、医療機関としてリフィル処方に対応しない方針を掲げている事例や、処方箋のリフィル可欄に患者さんへの特段の説明や同意がなく打ち消し線が入っている事例などがないかを、後日、社保指導の際にチェックされる可能性がありますので、注意してください。

今回は、「分割調剤」と「リフィル処方箋」の違いについて説明します。

【 日本医師会からのお知らせ 】

オンライン資格確認の原則義務化の概要及び医療機関等向けオンライン説明会 (R4年8月24日)の開催について

上記説明会について、日本医師会から文書を受理していますのでお知らせいたします。

受理文書は、本会ホームページの会員ページに掲載しておりますので、ご確認をお願いいたします。なお、当説明会は「令和4年8月24日(水)18:30~20:00」、YouTube Liveによる配信となっておりますが、後日録画の配信も行われる予定とされています。

参加URL <https://youtu.be/1H3mhnEd-U8>

【 秋田市保健所からのお知らせ 】

新型コロナPCR検査センター秋田市役所店の検査結果について

秋田市保健所から上記に関する周知依頼がありましたのでお知らせいたします。

概要は、秋田市庁舎内(秋田市役所1階)の木下グループの新型コロナPCRセンターについては、受検者の結果が陽性である場合、秋田市保健所に連絡があり、陽性者の届出として処理しているとのこと。また、同検査センターは無症状者が対象であるため、検査結果が出る前に重ねて医療機関を受診することがありますので、引き続きご対応をお願いしたいとしております。この件に関して、本会ホームページの会員ページに掲載しておりますので、併せてご参照願います。

秋田市によるお盆期間中の臨時発熱外来の開設に協力

お盆期間中は多くの医療機関が休診となり、直近の新型コロナウイルス感染者急増への対応及び病院救急外来等への駆け込み増が想定されることから、8月13日(土)と14日(日)の両日に午前午後の各2時間程度、新型コロナウイルス感染症を疑う症状があり、車で受診できる方を対象に秋田市が臨時の発熱外来を保健所敷地内に設置し、出務可能な本会役員が診察及び薬の処方にあたりました。

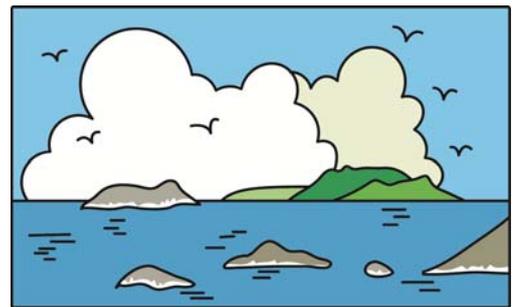


両日合計の受診者は407名、内陽性者は300名、陽性率は73.7%でした。



新型コロナウイルス感染者(自宅療養者)への薬の処方について

全国同様に秋田県でも新型コロナウイルス感染者数は8月に入ってから1日における最多感染者数を大幅に更新するなど、なかなか収束の兆しがみられません。秋田市では感染者の約9割以上が自宅療養者となっている現状もあり、秋田市保健所から本会(協力医療機関)へ自宅療養者への薬(咳、喉の痛み、鼻水、咽頭痛、解熱など)の処方依頼が急増している状況です。現在、秋田県では発熱外来の逼迫を考慮し、有症状者等に対して抗原検査キットを配布する対応等をしてしておりますが、これに伴い、陽性となった方から薬の処方を希望されるケースが増えてきております。また、国ではネットで8月中にでも検査キットを購入できる仕組みも検討している報道もあり、感染者の増加に伴い薬の処方依頼はさらに増えてくる可能性もあると予想されます。



上記から、当感染症が続く中、感染対策を施しながらの診療等でご多忙のこととは存じますが、自院のかかりつけ患者やクリニック近郊住民への薬の処方についてご協力が可能な場合は、事務局までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

【 受理文書 】 周知文書等について

本会ホームページの会員専用ページに周知依頼のあった受理文書(下記は抜粋)を随時掲載しておりますので、適宜ご参照くださいますようお願いいたします。



《会員用文書情報》 (抜粋掲載)

R4. 8. 19ーオンライン資格確認の原則義務化の概要及び医療機関等向けオンライン説明会 (R4年8月24日) の開催について
R4. 8. 19ー効果的かつ負担の少ない医療現場における感染対策について (通知)
R4. 8. 19ー新型コロナPCR検査センター秋田市役所店の検査結果について (周知依頼)
R4. 8. 18ー高齢者施設等における経口抗ウイルス薬 (ラゲブリオRカプセル及びパキロビッドRパック) の活用方法について
R4. 8. 18ー重複服薬者に対する適正受診等のお知らせについて
R4. 8. 16ー病院・診療所に勤務する放射線技師を対象とした告示研修 (実講習) に対する意識調査ご協力をお願い
R4. 8. 16ー【令和4年7月19日改正】サル痘に関する情報提供及び協力依頼について
R4. 8. 5ー「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する医療機関向け手引き」の改訂について (8.1版)
R4. 8. 5ー新型コロナウイルス感染症に係る医療機関・保健所からの証明書等の取得に対する配慮に関して
R4. 8. 4ー患者からの医薬品副作用報告に関する広報の周知について
R4. 8. 1ー「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針(ガイドライン)の一部改正について
R4. 7. 27ー新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者の特定等について
R4. 7. 27ー「新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 診療の手引き・第8.0版」の周知について

【閲覧手順】 本会ホームページ <http://www.acma.or.jp> 画面右下の会員専用ログインをクリック。 ID akita05 パスワード psd600

【 9 月 行 事 予 定 】

1 (木)	第4回理事会運営会議 (18:45)	8 (木)	第10回理事会 (18:45)
2 (金)	第1回乳幼児委員会 (19:00)	11 (日)	第51回市医ゴルフ大会 (7:39椿台CC)
6 (火)	第6回会報編集委員会 (18:45)	22 (木)	第11回理事会 (18:45)

【 会 員 の 異 動 】

区分	氏 名	前 勤 務 先 等	異 動 先 等	所 属 班
異動	高 橋 文 夫	高橋内科医院	R4. 8. 1 自宅会員へ	駅 東 班
〃	佐 藤 典 子	のりこ皮ふ科	R4. 11. 1 自宅会員へ	中 通 2 班

